

暑中お見舞い申し上げます。当事務所のお盆休みは、8/12(火)～8/17(日)です。  
この間は労災事故など緊急時の連絡は、携帯電話090-8401-9855(西馬)まで。



「これ以上の保険料の負担増は耐えられない…社会保障とは到底言えない状態!…地域経済・雇用に直結する極めて深刻な問題」との決議が7/18に健保協会の大分大会でなされました。国(社保庁)が運営していた政管健保が今の健保協会に移行したのは6年前の事です。消えた年金問題がクローズアップされた後でした。社保庁を解体し①日本年金機構と②全国健保協

会に分割。「職員は公務員でなく民間にし意識改革とサービスの向上を徹底!…外部委託等で事業の適正かつ効率的な実施を!」と保険料率↓も可能な新制度を強調していました。憲法25条の「国の生存権保障義務」を社会保障として制度化した一つが健保法ですが、その改正で国の義務を非公務員型の法人に振った訳です。たった6年で「危機的な状況」に陥った現実誰が責任を取るのか?無関心であってはダメだ…と痛感させられました。

こんな健保に誰がしたたった6年の危機的状況?



「確かに業種によっては10年の実務経験で技術者として認める事になっているが、審査は厳しくなっている…出来るだけ国家資格等を取って欲しい…」と県の担当者はほのめかします。建設業法では28ある許可業種の中の大工や板金といった実務を重視する分野については、その経験年数で技術者を認定。営業所への常勤を求める専任技術者に限らず、現場に配置する主任技術者についても学歴に関係なく最長10年の経験で

OKとなっています。しかしそれらを裏付ける工事の契約書や注文書の工期や件数がきちんとしているか、11条変更届の工事経歴書に記載されている内容と整合性があるか…といった事が最近厳しく見られるようになりました。場合によっては業法による監督処分の対象になり、県のHPで公表される事もあります。11条変更届(決算報告)の記載にも十分な注意が必要です。

実務経験で審査厳しく処分の対象に!  
の技術者…



当事務所では毎週金曜日の朝9時～10時に、ミーティングを行います。ご協力をお願いします。  
当事務所のFAXは、日曜・祝日を除く朝6時半～夜8時受信可能です。(8/13～17は休止)